

平成 25 年 9 月 25 日

# 投票結果集計

[充填関係基準分科会]

一般財団法人石油エネルギー技術センター  
自動車・新燃料部

## 1. 投票議案名

「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003」改正案に関する承認

## 2. 提案資料

「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003（2014）」（案）

## 3. 投票締切日：

平成 26 年 9 月 25 日（木）

## 4. 投票結果

4.1 集計結果 可決

4.2 集計内訳 賛成 7 票、コメント付賛成 3 票

### 4.3 コメント内容と事務局(JPEC)の対応

委員) 用語の定義に、「標準充填時間」が定義されているが、この用語は本基準本文中には用いられていない。この用語は、解説にのみ使用されている用語であるため、この用語の説明も解説の中で行うほうがふさわしいと考える。

事務局) 用語の定義ではなく、解説に脚注を設けて、説明する。ただし、SAE の規定に従って、標準充填時間ではなく、標準充填条件を明記する形とする。

委員) 各時間、開始、終了の定義を図示していただきたい。

図 1 では、上下幅が同じと誤解するので、下限、上限幅を数値に合せて、分かり易く記述願います。

適正化処置についても図 1 若しくは、別図に記載願います。

事務局) 指摘を受けた点に関して、本文に図を追加して、補足する。

委員) サイクリックな充填の禁止で出てくる「最大流量」の定義を記載願います。

事務局) 自主基準には最大流量は定義されていないため、SAE に従って 60g/S と記載する。なお、10%は誤記で、正しくは 1%でしたので、合わせて修正する。

委員) 3. 用語の定義の圧縮水素スタンドの説明で、「水素貯蔵システム」とありますが、これはカードルやトレーラ等を意味しているのでしょうか。車輛タンクを意味する CHSS と混同しそうです。「水素製造装置もしくは水素カードル等」としては如何でしょうか。

事務局) ご指摘に沿って、表現を見直す。

事務局) 上記指摘を踏まえて、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003（2014）」（案）の修正案を作成し、別途書面審議に付することとする。

以上